

令和5年5月19日 開会

令和5年 第2回

寒河江市議会臨時会議案

寒 河 江 市

目 次

1	議第35号	寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1
2	報告第1号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	2
3	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）	4
4	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）	1 3
5	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	1 6
6	議第36号	令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）	別冊

議第35号

寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について

寒河江市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年5月19日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

記

高橋雅幸 (敬称略)

理由

寒河江市固定資産評価審査委員会委員のうち1名が任期満了になることに伴い、再任しようとするものである。

報告第1号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月19日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

専第5号

損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償の原因

令和5年1月31日午後3時15分ごろ、寒河江市本町二丁目189番付近において除雪作業を実施した際、市所有の小型除雪車の車体が固まった残雪に乗り上げ、そのはずみで近くにあった損害賠償請求者の所有する寒河江市本町駐車場北側入口表示灯に接触し、表示灯の一部が破損したものである。

2 損害賠償の請求者

神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号

アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 小針 宏之

3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金385,000円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和5年5月1日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和5年5月19日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、寒河江市市税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

専第2号

寒河江市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙
のとおり寒河江市市税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和5年3月31日

寒河江市長 佐藤洋樹

寒河江市市税条例の一部を改正する条例

寒河江市市税条例（昭和40年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「当該納税義務者の同項の」を「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第28条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第31条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第33条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第36条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「均等割額」を「均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」に、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第38条中「第5号の15様式」を「第5号の15様式又は第5号の15の2様式」に、「によつて」を「により」に改める。

第39条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第39条の2見出し中「所得に係る個人の」を「個人の」に改め、第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「及び均等割額」を「及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第39条の5において同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第39条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規

定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第40条第1項及び第5項中「第22号の4様式」を「第22号の4様式又は第22号の4の2様式」に改める。

第41条第1項中「第22号の4様式」を「第22号の4様式又は第22号の4の2様式」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第71条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に、「3輪のもの」を「3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」に改める。

第86条第1項及び第5項並びに第89条第1項中「第34号の2の5様式」を「第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式」に改める。

附則第5条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第7条中「、第61条又は第62条」を「又は第63条」に、「、第61条若しくは第62条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第7条の2第3項から第12項までの規定中「附則第15条第26項」を「附則第15条第25項」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項を削る。

附則第7条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第12条の2を削る。

附則第12条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第12条の2とする。

附則第12条の6第3項を削る。

附則第13条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に、「当該ガソリン軽自動車」を「当該」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該」を「当該」に、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に、「当該ガソリン軽自動車」を「当該」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該」を「当該」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあ

るのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第13条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第14条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第21条中「令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を「令和2年法律第25号」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第71条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の寒河江市市税条例（以下「新条例」という。）附則第13条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第24条の2第2項及び第31条第1項の改正規定、同条第2項の次に1項を加える改正規定並びに第33条、第36条、第39条、第39条の2及び第39条の6の改正規定並びに附則第12条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第13条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに第4条第1項（新条例附則第13条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第28条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の寒河江市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき寒河江市市税条例第28条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第71条第1号エ及び附則第13条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の寒河江市市税条例附則第12条の2及び第12条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第12条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第13条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和5年5月19日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、寒河江市都市計画税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

専第3号

寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙
のとおり寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和5年3月31日

寒河江市長 佐藤洋樹

寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例

寒河江市都市計画税条例（昭和32年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第12項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第42項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寒河江市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和5年5月19日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

専第4号

寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和5年3月31日

寒河江市長 佐藤洋樹

寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

寒河江市国民健康保険税条例（昭和37年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第11条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第11条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第11条第1項」を「第11条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「第11条第1項の」を「第11条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の寒河江市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。